

鎌倉幕府と両統迭立

——『後光嚴天皇日記』所収応安三年十一月崇光上皇消息について——

小松 俊 弥

〔キーワード…①鎌倉幕府 ②両統迭立 ③持明院統 ④大覚寺統 ⑤後宇多上皇〕

はじめに

後嵯峨の死没以降の皇位は龜山・後宇多と大覚寺統から二代続いたのち、伏見・後伏見と持明院統からも二代続いて、そののち、後二条・花園・後醍醐というように両統から一代ずつ交代するようになった。この継承順については、鎌倉幕府の方針が「両統迭立」となったのは、いつからなのか、そしてその原因は何だったのかをめぐって、その時々々の政治変動の検討からそれらを読み解こうとする研究が蓄積されてきた。

この問題について論じた草分けとしては童肅じゆう氏の研究が挙げられる。童氏はこの間の皇位継承問題は幕府の意向が絶対であり、幕府との交渉を独占した関東申次西園寺家の動向が問題を左右したと論じられた。関東申次の動向から政治史を叙述した童氏の学説はその後も広く支持され、現在の議論においてもなお、前提として

受け入れられているように見える。⁽²⁾

竜氏ののち、両統迭立の研究を進展させたのは網野善彦氏の研究⁽³⁾であろう。網野氏は鎌倉後期の政治史に得宗専制の全国政権化を捉え、公家と武家とを厳しく区分した執権政治期の幕府の朝廷観が崩れ、得宗専制は朝廷に積極的に接近し、その内部に食い込んでいったとされる⁽⁴⁾。東の王権である得宗は、西の王権つまり朝廷を脅かし、後醍醐天皇はそうした「王権の危機」を打破するために、皇位継承問題を左右している鎌倉幕府を倒幕する行動に出たと論じられた⁽⁵⁾。

得宗専制の研究の進展ののち、鎌倉幕府と皇位継承問題に関する研究としては、鎌倉後期の幕府政治からの影響という視点が登場した。鎌倉幕府の内部紛争から伏見立坊すなわち両統迭立の発端の解明を試みたものとしては、森幸夫氏⁽⁶⁾、村井章介氏⁽⁷⁾、本郷和人氏⁽⁸⁾、細川重男氏⁽⁹⁾らの研究が挙げられ、得宗専制政治の朝廷への接近と、その過程で起こった幕府内の抗争が両統の対立と結びついたことに伏見立坊の原因を求められている。

朝廷内の動向としては撰関家を中心とした樋口健太郎氏の研究⁽¹⁰⁾が挙げられる。樋口氏は熙仁(伏見)立坊を見据えた鷹司兼平の撰政就任の動きが文永十一年の後宇多の大嘗会の直後に始まっていることを明らかにされた。『増鏡』には文永十一(建治元)年の後深草の出家騒動が、幕府が熙仁の立坊を決定した契機とされているが、立坊方針は出家騒動以前に確立していたと考えられるのである。

第一章で後述するように、時代を少し下った史料である『後光厳天皇日記』のなかに、建治元(一二七五)年に伏見が立坊される以前から伏見立坊が決まっていたと思われる記述がある。よって、まずは第一章でこの史料の妥当性を確認する。そして第二章では、伏見立坊が決定された時期とその意味を再検討し、両統迭立という方針がいつから始まったものなのかについても考えていく。

さて、両統迭立の政治史の結末は後醍醐挙兵による鎌倉幕府の滅亡である。両統迭立と挙兵との関係については、市沢哲氏⁽¹¹⁾が、それらが密接にかかわることを鎌倉後期の治天の権力を論じる過程で指摘しておられる。市沢氏は治天の君の権力が建武政権にみられたような専制権力に発展する可能性を孕んでいたものの、両統の分立によって相対化されてしまい、この矛盾を打開するために、後醍醐は、両統迭立というかたちで両統の分立状況を維持していた鎌倉幕府を打倒しなければならなかったと論じられた。

また、滅亡に至るまでの鎌倉時代の朝幕関係を体系的に組み立てたものとして森茂暁氏⁽¹²⁾の一連の研究があげられる。両統迭立の政治史における成果としては、森氏はまず持明院統から鎌倉幕府へ出された量仁（光厳）践祚に関わる嘉暦三年の史料『御事書并目安案』に注目し、文保の和談が後宇多によって主導された状況を指摘されている⁽¹³⁾。これにより、和談前後の朝廷内の抗争の様子を詳細に把握する視野が提示された。また、同じく徳治二年に持明院統から幕府への主張を記す史料『恒明親王立坊事書案』を取り上げ、事書案に記された内容をもとに和談に至るまでの後深草・龜山に始まる両統の対立を時系列で明らかにされた⁽¹⁴⁾。森氏の研究により、和談の前後のみならず両統迭立の期間全体の朝廷内の抗争を見通すことが可能となった。

さらに森茂暁氏は、先述した持明院統の主張を分析するなかで、同統の幕府依存が段階的に高まっていくとし、「こころした持明院統の段階的な体質変化は、同時にそれとは正反対の体質変化を大覚寺統に生じさせた。大覚寺統は持明院統とはまったく異なり、幕府から自立する方向に進んでゆく。幕府から自立するには、何よりも王権の強化が最重要課題であったろうことは推測にかたくないが、大覚寺統が特に後醍醐天皇の親政になつて急速に『聖断』至上主義への歩みを進める理由は、そうした時代的な背景を想定しないと理解できない⁽¹⁵⁾」と、持明院統＝幕府依存、大覚寺統＝自立的という図式を導き出しておられる。

ただ、後醍醐の挙兵には両統の性格や分立状況と同様に、分裂した大覚寺統内部での皇位継承を巡る対立にも要因があると思われる。これについては菊地大樹氏が、宗尊王孫と邦良流との関係を指適しておられる⁽¹⁶⁾。菊地氏は、後醍醐と激しく対立することとなった邦良流の動向に着目され、後嵯峨の血脈を受け継ぐ女性たちが邦良流を庇護していることを指摘された。さらに、この関係が後宇多によって構築されたものであるとし、大覚寺統内部での後宇多の主導性を指摘しておられる。

幕府は大覚寺統では邦良流を支持し、後醍醐流の継承は認めていないという利害の不一致があった。その要因について、第二章において分裂後の大覚寺統と幕府との関係から考察する。

本稿は『後光厳天皇日記』応安三年十一月三日条のなかに登場する「応安三年十一月崇光上皇消息」を用いて両統迭立の原則が形成されていった過程を再検討する。そのうえで以下の二点の問題について考えていく。すなわち、鎌倉幕府の両統迭立の方針とはいつから出現するのか。そして、その幕府の方針と自統の内部分裂という条件を抱えた大覚寺統は、皇位獲得のためにどのような内部対立を生じ、どのように幕府と交渉し、それが後醍醐の挙兵にどのように影響したのか、ということである。

第一章 『後光厳天皇日記』所収応安三年十一月崇光上皇消息の背景事情

1 「応安三年十一月崇光上皇消息」の内容

再検討の手がかりになるのは、次の史料である。それによれば、伏見の立坊は後嵯峨死没と同年の文永九年

八月に幕府からすでに通知されていたと思われる。

【史料一】『後光厳天皇日記』 応安三年十一月三日条⁽¹⁷⁾

十一月三日、晴、（中略）又光濟僧正參、為二（細川）頼之使二持二參一通二紙一、申下明旦早々可レ被二返下二之由上、仰下可二対面一之由上、而称二風氣無レ術一逐電云々、披見之處、為二院（崇光院）御筆一被

此外有二条々一

伏見院 花園

レ書レ之、其一通文永九年八月伏見院立坊事関東奏状、正安二（三）年七廿七中院宮立坊関東状、
本無年号

六月廿一日光厳院立坊事同状、元弘元六九同踐祚事同奏状（康仁親王立坊）、後伏見御治天事同有

予云、光厳院事歟、

レ之、建武三年八月皇統宜レ在二叡慮一之由同状等、紙三枚（統レ之）、被レ書レ之、又折紙云、
（後略）

後光厳天皇がその皇子の緒仁（後田融天皇）に譲位する動きを阻止するために、後光厳天皇の兄崇光上皇が幕府に働きかけた書状について記されている。『後光厳天皇日記』 応安三（一三七〇）年記については既に家永遵嗣氏が、崇光と後光厳の対立においては、細川頼之が後光厳とともに緒仁踐祚に動いていたと論じるなかで検討しておられる。⁽¹⁸⁾ 応安三年とは、後光厳の皇太子に、後光厳・崇光兄弟のそれぞれが自らの皇子を立てよ

うと競って細川頼之と交渉していた時期である。頼之は、両方からの働きかけに対し、皇位は「聖断」（後光厳天皇の意思）に依るのが良いとしたが、崇光は鎌倉時代以来の先例、すなわち鎌倉幕府が持明院統を擁立する際に送ってきたこれまでの書状、とくに弟よりも兄が優遇されたと考えられる先例を頼之に示した。これは、崇光流の皇位継承を武家によって擁護させるための頼之に対する崇光の圧力だろう。

史料の内容を見ていこう。三宝院光濟が細川頼之の使者として崇光上皇の書状、一通一紙を、後光厳天皇のもとに持参した。後光厳が、その書状を披き見ると、それは崇光の宸筆で書かれたものであった。そのうちの一通については、文永九（一二七二）年八月付の伏見院の立坊についての関東の奏状・正安三（一三〇一）年七月二十七日付の花園院の立坊についての関東からの書状・無年号の六月二十一日付の光厳院の立坊についての関東からの書状・元弘元（一三三二）年六月九日の光厳の践祚についての関東の奏状（康仁親王の立坊と後伏見が治天であるということについても同様にある）・建武三（一三三六）年八月付の、皇統は光厳の叡慮のとおりであるのがよいという内容の武家の書状などを紙三枚に崇光は書いている。もう一紙の折紙には、崇光流は持明院統の「正嫡」であり、後光厳流は「庶子」とであるという、崇光の主張とその根拠が十三箇条述べられ、それについての後光厳の批評が続くが、いまは省略する。

さてつぎに、この情報が兩統迭立期の政治史の検討に利用できるのかどうか、その信びよう性を応安三年の皇位継承問題の状況から検討してみる。細川頼之が後光厳流を支持する状況のなかで、これを覆そうとする崇光の側から捏造文書や内容の不確かな文書を武家に提示することは、ないとみて良いだろう。また、『後光厳天皇日記』のなかで記主の後光厳は、自分のことを「庶子」と呼ぶ崇光の主張に対して激しく憤ってはいないが、崇光が頼之に示した五点の文書に対して、その内容には何ら異議を唱えていない。すなわち、崇光にとっても、

後光厳にとっても、持明院統のなかでは、それらの文書の存在と内容は共通認識であったと考えられる。よって、「応安三年十一月月崇光上皇消息」の情報は信頼するに足るものといえよう。

崇光はなぜこれらの奏状を列挙したのか。『後光厳天皇日記』には、その理由が記されていない。まずは、崇光が頼之に訴えたこと、すなわち皇位は兄の崇光流によって継承されなければならないという主張を踏まえ、一通一通の奏状が持つ意味を考察する。

まず、問題の「文永九年八月伏見院立坊事関東奏状」について、考える。文永九年とは天皇が龜山、皇太子は後宇多であった。この書状は、そのような状況において、後宇多の次の皇太子を伏見とするものであり、後嵯峨没後の皇位が兄の血統である持明院統に復するという意味合いを持つものである。

「正安一（二）年七廿七中院宮立坊関東状」について、正安三年は大覚寺統の後二条天皇が践祚したが、その皇太子には花園が据えられ、再び兄の血統である持明院統に皇位が復することが確約された事例である。また、後述するように花園は、兄の後伏見の猶子となり、将来の継体は後伏見流であることを誓って立太子している。

「六月廿一日光厳院立坊事同状」および「元弘元六九同踐祚事同奏状（康仁親王立坊―、後伏見御治天事同有之、）」についてはどうか。光厳の立坊と踐祚は、後伏見弟の花園から持明院統嫡流の後伏見の皇子に皇位が復した事例である。光厳の立坊を示す前者の状は無年号であるが、立坊は嘉暦元（一三二六）年であったから、同年に出されたものであると考えてよいだろう。光厳は花園によって養育されたが、光厳朝の治天が花園ではなく、兄の後伏見となったことは、持明院統の政務は嫡流によって行われたことを示す事例でもある。そして、大覚寺統の康仁立坊は、中継ぎであった大覚寺統庶子の後醍醐が、大覚寺統嫡流の邦良流に皇位を譲ることを

武家が要求した事例である。

最後に「建武三年八月皇統宜在叡慮之由同状」についてみる。建武三年八月には光明天皇が践祚したが、そののちの当面の皇位については、光明の兄の光厳の叡慮に依るのがよいと武家が言明した事例である。

よって、弟の後光厳流ではなく、兄である自身の血統での継承および政務が正当であると主張する崇光が列挙した事例とは、弟が継いだ皇位が兄の血統に復した事例ということになる。

さて、まず注目したいのは、文永九年八月には伏見を立坊させることを知らせる関東からの奏状が持明院統に届いていた⁽¹⁹⁾、と判明する傍線の部分についてである。先述した通り、文永九年とは後嵯峨死没と同年のことである。このときに伏見立坊が決定されていたとすれば、出家を示唆した後深草に幕府が同情して、建治元年に伏見立坊が実現するとした『増鏡』の叙述とは異なる経緯があったのだといえよう。

2 両統迭立の端Ⅱ熙仁(伏見)の立坊

これまで『増鏡』『神皇正統記』にもとづいて描かれてきた歴史像を再検討する。

両統迭立の端緒となった、伏見(熙仁親王)の立坊について、史料上ではまず『神皇正統記』が幕府は治天を誰にするか(いわゆる後嵯峨院の素意)を、大宮院へ伺い、同女院の返答によって後嵯峨の素意は龜山の政務にあったと決まり、文永十一(一二七四)年に龜山皇子の後宇多(世仁親王)が即位したと説明する⁽²⁰⁾。

また、『増鏡』でも、後深草による院政は行われず「当代(龜山天皇)の御一つ筋にてあるべき様の御掟なりけり」となったとして、後嵯峨死没後の皇位は大覚寺統が継承することと決まっていたとする⁽²¹⁾。しかし、後宇

多即位をみた、持明院統の後深草は自らの境遇に失望し、出家を示唆したという。後述するが、これは実際には文永十二年四月ころとみられるため、熙仁立坊の方針が決まったあとのことだったと考えられる。この報に接した北条時宗は、後深草に同情し、その若宮（伏見）の立坊を朝廷へ通知して、伏見立坊が実現したと記している。⁽²²⁾

これら両史料の叙述は現在の議論においても広く受け入れられている。

伏見立坊にいたる政治過程の研究史としては、古典的学説たる竜爾氏⁽²³⁾によると、西園寺実兼が後深草・龜山に娘を入内させ、それぞれ皇子を得て龜山院政下で頭角を現していく庶流の洞院家に対抗して、不遇をかこっていた後深草と結んで伏見の立坊を幕府へ働きかけこれを実現した、と関東申次の動向から政治史を説明された。

竜氏の学説以降は、鎌倉後期の幕府政治史の研究の進展とともに、伏見立坊については、蒙古襲来の影響や霜月騒動の影響が考慮される研究が登場する。

村井章介氏⁽²⁴⁾は、伏見が立坊された周辺の時期で幕府の懸案事項となっていた蒙古襲来への臨戦態勢の確立の一貫として、朝廷内の矛盾を解消しようとしていたと推測しておられる。村井氏によれば、幕府は建治元年十一月以降、蒙古襲来に対する防衛体制を確立させつつあった。さらに幕府は、朝廷内の対立を速やかに解消して総力を対外危機への対応に向けるため、持明院統から皇子を擁立したのだろうとし、建治元年というタイミングを頼りに考察を広げておられる。

近年では、霜月騒動から平禅門の乱に至る幕府内の政治変動の分析を通して、後宇多から伏見への交代を、大覚寺統と結びつく安達泰盛に対抗して、平頼綱が持明院統と結びつき、頼綱が幕府内で覇権を握っていくに

従い、朝廷内でも持明院統が優位になっていたことで、伏見立場は実現されたものであるとする学説が示されている。

森幸夫氏⁽²⁵⁾は、御内人の平頼綱の動向に注目し、霜月騒動によって幕府内から安達派を一掃し、頼綱が幕府政治の主導権を握るのと時を同じくして、朝廷内では頼綱と繋がる勢力が政治に大きく介入していたことを発見された。またその勢力は頼綱が誅殺された平禪門の乱とともに政界での活動がみられなくなり、同時に没落したであろうとする。安達泰盛と龜山が相呼応して推進した「弘安德政」を頼綱は否定し、朝廷の統治権的な支配に介入するとともに、幕府政治でも主導権を握ったことで、頼綱政権は、幕府政治史の中で最も専制的な政権となったと述べておられる。

本郷和人氏⁽²⁶⁾も同様の路線で、安達派と平派の対立を指摘し、それが長期にわたるものであったこと、また弘安十(一二八七)年の伏見践祚から遡り、建治元年の立場においても、安達泰盛―龜山ラインに対抗する平頼綱―後深草ラインを想定し、次第に後者が優位になりつつあったとしておられる。

細川重男氏⁽²⁷⁾は、頼綱が幕府内での家格上昇による政治地盤の安定化を目指し、そのために「王朝身分」上昇を企図して持明院統へ接近したと論じられた。平頼綱の狙いは、自身の内管領家、得宗家、将軍家の家格を玉突き的に上昇させ、自身の幕府内の地位を上昇させることにあったとしておられる。さらに頼綱は優勢であった大覚寺統よりも不遇をかこつ持明院統のほうが、コントロールが容易であると考え、治天を持明院統の後深草に代え、さらに将軍には惟康を廃して、後深草皇子の久明親王を迎え、「王朝身分」上昇という自己本位の目的の達成のために持明院統に接近したと推測されている。

これらの研究に対しては樋口氏により反証が出されている。伏見立場方針の確立は文永十一年十二月より前、

後深草の出家騒動は文永十二年四月ころのことである。章をあらためて述べる。

第二章 崇光上皇消息に付された具書それぞれについての個別的検討

以下、【史料一】の文永九年八月関東奏状、正安三年七月二十七日状について重点的に検討し、嘉暦元年六月二十一日・元弘元年六月九日関東状についても言及する。建武三年の尊氏らの奏状は光明の踐祚を認めるものであることはほぼ確実であるが、それ以外の兩統迭立期に出された四通の奏状について、本章では、それぞれの状の背景事情と意味合いはどのようなものになるのかを考えていく。

1 熙仁（伏見）の立坊「文永九年八月伏見院立坊事関東奏状」について

文永九年八月の伏見立坊通知の信びよう性を、伏見立坊周辺から検討してみる。

後深草の出家騒動について『増鏡』は、「世を背かむの儲けにて、尊号をも返し奉らせ給へば、兵杖をも止めむとて、御隨身ども召して、禄かづけ暇賜る程、いと心細しと思ひ合へり」と述べる⁽³²⁾。後深草が隨身を辞退したのは文永十二（建治元）年四月九日であるから、出家騒動の時期もそのあたりであったと推定できる。しかし次にみるように、伏見立坊に向けた幕府の動きは後深草の出家騒動以前に進行していた。

樋口健太郎氏⁽²⁸⁾によれば、後宇多の大嘗会の直後から摂関人事をめぐる幕府の動きが活発化したとされている。文永十一年十二月三日に幕府は鷹司兼平に摂政就任を要請し、兼平はこれを断るも⁽²⁹⁾、翌建治元年十月に再度要

請されて、兼平は摂政に再任された。

兼平が摂政に再任されたときの『勘仲記』の記事には「此事自去年冬比、東風吹来歟」⁽³⁰⁾とあるから、十二月三日に来た幕府の使者の目的は、樋口氏が述べておられるように兼平の摂政再任の要請であったとみてよい。後宇多の大嘗会は十一月十九日であったから、大嘗会の直後に摂関人事が動き始めるという指摘も従うべき見解であると考ええる。

一条家経の摂政を一年余りで辞めさせてまで幕府が兼平を再登板させた要因について、樋口氏は、「龜山・後深草の双方に摂政・関白として任せ、両者から信頼が篤かった」鷹司兼平が「熙仁の立太子によって後深草が復活し、朝廷内のパワーバランスが揺らぎ始めるなか」「その調整役となることを期待」されて、伏見立太子の半月前に摂政就任を幕府から要請され、再任したとされておられる。樋口氏の兼平への評価に従い、兼平に伏見立坊後の朝廷内の調整役を担わせることを見越しての摂関人事であったとすれば、その人事が動き始めたのは後宇多の大嘗会の直後であり、幕府が伏見立坊の具体的なスケジュールを構想したのもその周辺の時期であると考えられよう。であるならば、実際の政治の動きは、後深草が出家を志し、それを聞き届けた幕府が伏見立坊に動き始めるという『増鏡』のストーリーと異なる展開をしていたと考えられる。

さて、後嵯峨死没直後に勃発した皇位継承問題については、『神皇正統記』が、後嵯峨院の素意により、後嵯峨没後の皇位は大覚寺統が継承することと決まったとする⁽³⁴⁾。しかし、文永九年に伏見立坊の通知が幕府から届いていたとすれば、幕府はわざわざ大宮院に後嵯峨院の素意を聞いておきながら、その直後に後嵯峨の意向と異なることになる持明院統からの皇位継承を予定していたこととなる。

大宮院や龜山からみれば、幕府のこのような動向は、当然のことながら、おおいに気に入らないものだった

だろうが、伏見立坊後に龜山が幕府に対して表立って激しく抵抗するといった動きは史料上に看取されない。龜山院政はその後も順調に展開し、弘安徳政に結実する。これは、伏見立坊が後深草の出家騒動を機に建治元年に唐突に決まったと考えるよりは、文永九年の後嵯峨死没直後に幕府から通知され、あらかじめ決定されていたことであったために、龜山は表向き幕府に対して穏便にせざるをえなかったことを示していると考えて大過ないであろう。

伏見立坊が龜山に容認されたのはなぜか。それは、文永九年八月に伏見立坊を通知したのちの幕府が、持明院統一辺倒にはならず、当面の大覚寺統の治世も維持させたからであったと考える。すなわち、伏見立坊の通知は、後宇多を廢太子するものではなく、後宇多の次の皇太子を伏見とするものであった。幕府は、龜山―後宇多体制の永続を危惧する持明院統を宥めるために伏見立坊を、後嵯峨死没と同年に示すとともに、伏見立坊後も龜山の治世を容認することで、両統の顔を立てたと考えられる。

さて、伏見立坊の方針が、後嵯峨死没から開かない時期に幕府の既定路線として存在していたとするならば、森幸夫氏・本郷和人氏・細川重男氏らが述べられたような、幕府内に両統の対立と結びついた派閥の形成はあったのかもしれないが、伏見立坊は、安達・平の対立によって生み出されたものと考えすることはできない。すなわち幕府内の政治変動は、伏見立坊の原因ではなかったと考えられる。

建治元年の伏見立坊を、蒙古軍への臨戦態勢の確立との関係性から論じられた村井氏の説明にも再検討の余地がある。文永九年八月とは、村井氏が説かれる異国警固体制の構築以前である。また立坊それ自体は、後嵯峨死没と同年の決定であり、蒙古襲来への対応との関係は薄いように思われる。建治元年での立坊というのも後宇多天皇即位の翌年であるから、不自然ではない。建治元年の政情から立坊の要因までもさかのぼって推

測するということとはできないだろう。

【史料一】にみえる崇光の主張は「兄の血筋に皇位継承権がある」というものだった。文永九年に幕府を動かした要因も、この「長子優先」という主張だったと考えて良いのではなからうか。

よって、蒙古襲来および霜月騒動は、伏見の立坊・践祚の根本的な要因とはならない。

このち正応二（一二八九）年に後伏見（胤仁親王）が立坊され、新將軍には持明院統から久明親王が下向して、幕府は持明院統への支持を鮮明にした。大覚寺統での継承を絶望視した龜山は同年に大宮院や後宇多の反対を押し切って出家する⁽³⁵⁾。

【史料一】には、正応二年の後伏見立坊と永仁六（一二九八）年の後伏見践祚についての状が挙げられていない。前者の伏見の嫡子である後伏見立坊は、正嫡から正嫡へ皇位継承がなされた事例である。よって、後伏見立坊は、弟が兄へ譲る事例を挙げようとした崇光にとって、挙げる必要のない事例として判断されたのだろう。後者の永仁六年の後伏見践祚も同様の理由でもあろうが、後述するように、この践祚は大覚寺統の圧力によるものであり、持明院統はこれに敗れる形となった。つまり持明院統にとっては不本意な践祚であり、崇光には不都合な過去として認識されたのだと考えられる。

この節では文永九年に幕府が持明院統の皇位継承権を認め、熙仁（伏見）の立坊を保証していたことを述べた。しかしながら、これは「両統迭立」という原則とは異なっているため、その後には紆余曲折があったということが推定できる。

2 富仁（花園）の立坊「正安二（三）年七廿七中院宮立坊關東状」について

次に、「正安二（三）年七廿七中院宮立坊關東状」が出されるにいたる背景事情および、その状の持つ意味を検討する。この「中院宮」はのちに花園天皇となる伏見天皇の皇子富仁親王のことを指している。富仁立坊にいたる経緯について理解するためには、前提として後宇多上皇の幕府対策について考える必要がある。後伏見が短期間で皇位を下ろされたのちに、後二条の皇太子として富仁は立てられ、兩統からともに皇子が擁立される継承順が出現するのである。これには後宇多の幕府対策に対する持明院統側の強烈な反発と、それを受けた幕府の方針転換があったと考えられるからである。

まず、後宇多の幕府対策について検討していく。持明院統の治世下において、大覚寺統は再度の皇位獲得を目指したが、その方法とは、鎌倉將軍家との関係構築であったと考えられる。本節で述べる鎌倉將軍家とは、後嵯峨皇子の宗尊親王から始まる親王將軍家である。大覚寺統は、宗尊の近親者と交流を持っていたことが菊地大樹氏³⁶によって指摘されている。菊地氏は宗尊生母の平棟子と大覚寺統との関係を龜山院政下の弘安年間より確認し、平棟子は³⁶大覚寺統も含めた後嵯峨皇統の庇護者としての役割も果たしたとしておられる。

さらに、菊地氏の研究によれば、宗尊の親族と大覚寺統との関係は平棟子とだけにとどまらない。後二条天皇踐祚の翌年である正安四（乾元元・一三〇二）年、宗尊女の瑞子が叙位・内親王宣下・立后もないまま、後宇多院の猶子として堀川具守亭において准三宮および女院号（永嘉門院）宣下を受ける。永嘉門院は文永九年に同四（一二六七）年から帰洛していた宗尊と堀川通具孫女の間に誕生した。そののち、時期は特定で

きないものの、『増鏡』⁽³⁷⁾では、後宇多の妃として扱われ、また、後二条天皇嫡子の邦良の養母とされているが、⁽³⁸⁾その養育関係がいつから始まったのか、『増鏡』ほか諸史料から直接的に確定することができない。

これについて菊地氏は、正安四年の女院号宣下が、同一(一三〇〇)年に誕生した邦良親王を庇護するに相応しい身位にするためのものであったのだらうと推測しておられる。女院号宣下の数か月後に邦良の立親王が行われていること、また女院号宣下の場が永嘉門院の母(堀川通具孫女)かつ後二条天皇生母(邦良祖母の西華門院堀川基子)の一族である堀川家で行われたことは、このことを示唆すると述べておられる。⁽³⁹⁾後宇多が邦良を永嘉門院に養育させた理由は、邦良流を土御門王統・後嵯峨王統を継承する者として仕立てあげ、幕府からの支持を得ようとしたのだらうと推測されている。本稿では、菊地氏が明らかにされた宗尊王孫と大覚寺統との関係について、鎌倉幕府との関係から考察していきたい。

永仁三(一二九五)年、久明と惟康女(宗尊孫女すなわち永嘉門院の姪)が婚姻関係を結び、⁽⁴⁰⁾正安三(一三〇一)年に久明と惟康女とのあいだには最後の將軍である守邦親王が誕生している。すなわち永嘉門院は永仁三年以降、將軍室の縁戚であり、正安三年以降は、次期將軍の母方の縁戚になったのである。永仁三年には後二条の縁戚の永嘉門院が將軍久明の縁戚となり、さらには永仁六年に京極為兼の佐渡配流が起こったことで、政治情勢は大覚寺統に有利になり始め、ついには後二条(邦治親王)の立太子を実現した。その後二条の皇子として正安二年に邦良が誕生する。これにより勢いづいた大覚寺統は、同年末に幕府へ後二条踐祚を働きかけ、正安三年正月に実現した。よって、後二条の踐祚は鎌倉將軍家との縁戚関係構築を通じて練られた大覚寺統の皇位継承戦略によって実現したものであり、かつ幕府が以上のような大覚寺統からの働きかけに呼応し、同統支持に動いたためであったと考えられる。

後宇多上皇は持明院統から二代続いてはなお、大覚寺統での皇位継承を諦めず、邦良を将軍家縁戚に養育させ鎌倉幕府との関係を強化した。これにより、幕府は大覚寺統をないがしろにできない状況に陥り、後二条の皇位継承が実現することとなったのである。一方で、幕府による大覚寺統支援により、わずか三年の在位で退位させられた後伏見と持明院統には強い不満が残った。このことは後述する史料『恒明親王立坊事書案』においても、後二条の退位を幕府へ要求する根拠の一つとして挙げられている。

持明院統の強い不満に対し、幕府は同年中に花園（富仁親王）の立坊を通知する。大覚寺統との関係が強化されてはなお、幕府は花園を擁立することによって、大覚寺統一辺倒とはならず、持明院統も支援したと考えられる。【史料一】の「正安二（三）年七廿七中院宮立坊関東状」は、そのときに幕府から送られた状であったと考えてよい。

なお、このとき花園は後伏見の猶子となって立坊する。

【史料二】伏見上皇置文写⁽⁴⁾

□（今）度立坊事、為二御猶子儀一、令レ達二其望一之上者、始終偏可レ被レ任二御意二候、凡両流相分之條、不レ可レ然之由、関東も令レ存候歟、然而皇子未出来之間、就レ無二其仁一、依二御猶子號一、立坊已了、皇子出生之時者、為二嫡孫之儀一、向後継体正嫡一流之外、更不レ可レ有二稀望一候、春宮若以レ謂レ達二先途一、对二御子孫一相争之所存候者、偏可レ為二不義不孝之仁一候、如レ此申置之上、努力く不レ可レ有二子細一候、此條又為レ国為レ世、更無二私事一候、殊可レ有二御意得一候也、

正安三年九月一日

御判

伏見から後伏見へ宛てられたものである。

このたびの花園の立坊については、後伏見の猶子として達成したものであるからには、花園は始終ひたすらに後伏見の意志のとおりになさなければならない。おおよそ皇統が後伏見と花園の二つの血筋に二分してしまふことは、あつてはならないということを幕府も承知している。しかしながら後伏見に未だ皇子が生まれておらず、皇位を継ぐべき人物がいないため、花園は猶子となつて立坊した。後伏見に皇子が生まれたときには、後伏見の嫡孫として、今後は継体の正嫡である血筋以外には、決して皇位への望みを持つてはならない。花園が皇位に達したからといって、後伏見の子孫に向かつて敵対心をもつたならば、まったく花園は不義不孝の人物である。朕（伏見）がこのように言い置くからには、花園は決して異論を述べてはならない。このことは世のため国のためで、決して個人的な事情によるものではない。よく理解しておきなさい。

つまり、花園立坊は後伏見に皇子がいなかつたことによる中継ぎであり、持明院統の正嫡は後伏見流であることを伏見は言い置いている。それは持明院統が後伏見流と花園流に分裂して争う事態を防ぐためであつた。

持明院統は、両統の分立状況では自統を、自統内部では弟が兄を立てるようになつて、正嫡への継承を主張している。ひるがえつて正安三年の崇光書状を考へてみると、崇光からしてみれば、富仁の立坊は、大覚寺統が有利な状況においてもなお、武家が持明院統を庇護した立坊、かつ、弟の花園が兄の後伏見猶子となつて、兄の血統を絶やさなことを誓つての立坊、という二つの意味を持つものと考えられたのだろう。弟の後光厳流

ではなく、自身の崇光流での継承を武家によって実現させたい崇光からみれば都合の良い事例であり、そのために、その当時の武家の奏状が細川頼之に示されたのだと考える。

さて、この花園立坊に対しては、周知のとおり大覚寺統は国に二主があってはならない、と幕府へ吉田経長を派遣して猛抗議し、幕府は、治世は大覚寺統にあり、後二条の在位年数も大覚寺統の叡慮にあるのがよいと通知した。⁽⁴⁾

大覚寺統の抗議の背景には、「立坊（花園）之上者、御治世（大覚寺統）不可有程之由、富小路殿（伏見）祇候人等称之」と、花園が立てられたからには大覚寺統の治世は長くないと主張する者があったためであった。これは後二条立坊ののち、後伏見が早々に退位させられたことを踏まえての噂であろう。大覚寺統に対し幕府は、「両御流踐祚不可依違、遅速可在叡慮」との方針を示した。鎌倉幕府は「両御流踐祚」すなわち兩統からの踐祚は相違なく、在位年数は叡慮によるのがよいと言明したわけであり、兩統迭立の原則が明確に表れた事例である。

【史料二】の「凡両流相分之條、不可然之由、関東も令存候歟」という記述に関しては、坂口太郎氏が、後伏見流と花園流に分裂して争う事態を鎌倉幕府は忌避しており、北条貞時の方針は兩統それぞれの正嫡のみでの継承にあったと述べておられる。⁽⁴⁾つまり幕府は正安三年に持明院統嫡流・大覚寺統嫡流の双方の継承を容認することとなった。

一旦は持明院統から二代続いたことで、大覚寺統の継承は否定されたかと思われたが、正安三年に後二条踐祚が実現した。その背景とは、先述した大覚寺統の激しい働きかけ、すなわち將軍家を通じた関係強化によって、幕府が大覚寺統を支持せざるを得ない状況に陥ったことによるものだろう。一方で、花園立坊によって幕

府は持明院統も支援して両統迭立の方針となったと考えられるが、これは伏見―後伏見と続けさせたことで、持明院統からの継承がいまさら否定しがたいものとなってしまったためである。

次節で後述するが、幕府は当初、両統の「長嫡」である後深草の皇子の伏見を優遇し、さらには伏見嫡子である後伏見を擁立させ、持明院統への支持を鮮明にしたと思われる。しかし、そのうち大覚寺統からの働きかけによって、大覚寺統をも支持しなくてはならなくなったのだろう。よって、両統迭立とは文永九年八月の通知を捻じ曲げる、その後の後宇多上皇による将軍家との姻族関係構築の努力によって、後嵯峨没後から正安三年にかけて紆余曲折を経て、形成されてきたものであったと考えられる。

3 大覚寺統の分裂と鎌倉幕府

さて、【史料一】に記された、正安三年の花園立坊の通知と嘉暦元年の光厳立坊の通知とは、間が二十年以上も空いている。本節では、この間の皇位継承問題の動きを確認し、次に掲げる持明院統の主張から、両統迭立原則の形成過程を検討していく。

嘉元元（一三〇三）年五月九日、晩年の龜山と昭訓門院瑛子との間に恒明が誕生した。以降、嘉元から延慶元（一二〇八）年にかけて、この幼児の処遇をめぐる大覚寺統は最初の内部分裂を引き起こした。龜山は後宇多流にはなく、恒明への皇位継承を画策し始めたのである。

恒明をめぐる政治的混乱については、森茂暁⁴⁵氏の研究に詳しい。森氏は徳治二年に持明院統によって作成された「恒明親王立坊事書案」の内容を中心に両統の対立を考察された。それによれば、持明院統は後宇多と対

立關係にある恒明と結託して、龜山の遺勅を覆した後宇多を糾弾し、幕府に対して恒明の立場と東宮花園の踐祚を訴えている。

【史料三】 徳治二年伏見上皇事書案⁽⁴⁶⁾

（前略）

新院（後伏見）御在位纔三ヶ年、雖レ無^二指御科^一、忽以推讓、当今（後二条）登極以後、已七ヶ年、更不^レ可^レ謂^二早速^一、況於^レ比^二正安之儀^一哉、抑後深草院・龜山院兩方御流不^レ可^レ有^二断絶^一之由、関東先々被^レ申了、此條於^二後嵯峨院叡慮^一重々有^二子細^一、度々被^レ申^二関東^一了、定有^二御存知^一歟、

（中略）

所詮如^二先々沙汰^一、兩御流共不^レ可^レ有^二断絶之儀^一者、一方可^レ在^二彼親王^一歟、但若雖^レ為^二法皇之御素意^一、親王（恒明）若難^レ被^レ備^二御正嫡^一者、龜山院御流爰可^二断絶^一歟、然者就^二根源^一、尋^二後嵯峨院御素意^一、可^レ帰^二正統長嫡之御^一流^一乎、文永法皇（後嵯峨）崩御之刻、於^二御素意^一者雖^レ為^二分明^一、只以^二髣髴之御自称^一、龜山院知^二食天下事^一了、

（中略）

凡^レ尋^二後嵯峨院御素意^一者無^レ下^レ可^レ被^レ分^二兩流^一之所見上、守^二龜山院之御遺勅^一者親王（恒明）可^レ為^二繼嗣之正嫡^一、云^レ彼云^レ是、當時之儀不^レ叶^二其理^一乎、

（後略）

事書案の冒頭に記されているのは後伏見の「御在位纔三ヶ年」への不満である。そのなかで述べられていることは、後伏見は三年で讓位したのだから、在位七年となった後二条がいま讓位することは拙速とは言えないとして、「御在位纔三ヶ年」への不満を、後二条讓位を訴えることの正当性の根拠としている。持明院統が根拠とした、後伏見の讓位は、大した「御科」も無かったが、唐突に讓位することとなったと記されている。後伏見に非は無いとする持明院統の主張からは、早期退位の要因が大覚寺統からの圧力にあったことを示唆する。その圧力の具体的中身とは、先に述べた大覚寺統と鎌倉幕府との関係強化によるものであったのだろう。縁戚関係の構築を通じた大覚寺統からの働きかけに幕府は立坊後三年での後二条の践祚で応じたが、このように持明院統には強い不満が残ったことがわかる。持明院統の鬱憤に幕府は花園立坊で応じたことは先述したとおりだが、持明院統にとってはそれほどまでに屈辱的な讓位であったと考えられよう。^(七)

事書案では次に恒明の立坊が要求されており、これはこの史料の主要な訴えである。龜山院御素意では、大覚寺統の「御正嫡」は恒明にあり、恒明を立坊させないことは、大覚寺統の断絶ともいうべきことであると記されている。森茂曉氏によれば持明院統は幕府の「両御流共不可有断絶之儀」という方針を逆手にとって、断絶を防ぐためには、恒明を立坊させるしかない、というように恒明立坊の正当性を訴えたとされる。また持明院統の狙いは、恒明を立坊させ花園が践祚し後二条が讓位することによって花園践祚を実現することであり、そのために大覚寺統の分裂に便乗し、持明院統は恒明に接近したのだろうと推測しておられる。幕府の相統法制では讓与者の意思（悔返）が最優先だったから、讓与者の龜山が恒明を指名した以上、後宇多の異論には法慣行上の無理があったはずである。

さて、いま注目したいのは、恒明立坊を要求するなかで言明された「後嵯峨院御素意」と「正統長嫡」という主張である。

鎌倉幕府は後深草・龜山の「兩方御流」は断絶してはならないということ、前々から申ししていたが、これについては「後嵯峨院叡慮」からしばしば異議があり、そのことを持明院統は幕府にも伝えていたということだ。また、持明院統の主張によれば、後嵯峨院の素意は「正統長嫡」への統一であり、このことは「分明」なものであったが、文永九年に後嵯峨が崩じたとき、龜山が「髣髴之御自称」、曖昧な主張を自ら称して治世を行ったとする。さらに、後嵯峨の素意には兩流に分かれてよいとする意向は無いとも主張している。

後嵯峨は生前に龜山―後宇多と皇位を継がせようとしたのだから、大覚寺統での継承を考えていたのだろうと思われる。しかし、持明院統の主張は正統の「長嫡」、つまり後嵯峨の皇統は持明院統によって継がれるものであると述べているのである。幕府が当初、兩統のうち兄にあたる後深草の嫡子である伏見の立坊を認め、さらには伏見嫡子の後伏見を擁立させたのは、この「長嫡」の論理に配慮したためであろう。

【史料一】でみたように、幕府は正安三年には兩統迭立の方針ではあったものの、持明院統では「長嫡」での継承を考えている。すなわち幕府は、兩統のうちどちらが正統であるか決定することを正安三年に放棄したが、兩統それぞれの内部では、継承権は「長嫡」にあるとしており、「長嫡」が優遇という考えがあった。このことから文永九年八月の状況を考えてみれば、後嵯峨の没後、幕府は生前に既にあった龜山―後宇多の体制の継承を支持したものの、その一方で、持明院統の「長嫡」の主張に妥協することとなったのだろう。そしてこの方針は後伏見立坊まで続くが、その後の大覚寺統の後宇多上皇の巻き返しによって、幕府は兩統迭立という方針に落着いたと考えられる。

さて、この政治混乱の勝者は後宇多だった。恒明・持明院統の必死の哀願も幕府には容れられず、恒明が皇位を継ぐことはなかった。つまり、幕府も後宇多と同様に龜山の意向を無視し、恒明ではなく後宇多を大覚寺統の後継者として認めたといえる。

幕府が後宇多を庇護した理由として菊地氏は、「龜山の恣意的な皇統の采配に端を発する大覚寺統内の動揺に対し、自己を含め、龜山の嫡孫へ皇統を継承させようとした後宇多の構想が理非をわきまえたものであり、幕府として支持するに足るものと考えられたからであろう」と述べておられ、従うべき見解であると考ええる。⁽⁴⁸⁾幕府が恒明を支持しなかったことで、持明院統としては、後深草―伏見―後伏見の嫡流が、大覚寺統としては龜山―後宇多―後二条の嫡流が、その皇統として幕府に認知され、両統迭立は維持された。また、後宇多と鎌倉幕府との関係に注目すれば、その勝因は先述した邦良と將軍家縁戚との関係構築によるものであると考えられる。後宇多の嫡流である邦良流には、平棟子・永嘉門院という將軍家縁戚が庇護者となった。よって、幕府としては後宇多の意向を尊重しなければならなかったと考えられる。

後宇多はこののちも嫡流である邦良と鎌倉將軍家との関係を維持する。菊地氏によれば、平棟子と邦良との関係を明示する史料が徳治年間（一一三〇―一一三〇）にもみられる。後宇多は棟子を准祖母として遇し、また、平棟子の所領を別相伝として邦良へ譲与する旨を言い置いていたことで、後宇多の准祖母とされた宗尊親王実母の平棟子と邦良との間に、所領の相承関係を築いた。⁽⁴⁹⁾後宇多は、恒明親王立坊問題という大覚寺統の最初の分裂に際し、邦良と將軍家縁戚との関係をさらに深め、幕府に対しては、邦良こそが自らの嫡流であり、邦良を支持するよう強くアピールしたのと考えられる。

しかし、肝心の邦良は周知のように健康面に不安要素があり、いずれ邦良へ皇位を継承することを条件とし

て、「二代主」として後宇多皇子の尊治が立太子した。幕府は「法皇叡慮⁽⁵⁰⁾」によって大覚寺統から立坊することを後宇多上皇に要請し、後宇多の意向によって尊治が選ばれた。

こののち、文保の和談において立坊順が後二条の一宮の邦良、そしてその次に後伏見皇子の量仁（光厳天皇）と定められるにいたる経緯は、森茂暁⁽⁵²⁾氏の研究に詳しい。森氏によれば、文保二年正月に後宇多は治世交代を持明院統に打診し、条件として将来の量仁踐祚を確約した「後宇多院御契約」を示した。持明院統はこれを承諾し、二月に花園讓位、後醍醐踐祚に至ったのだらうと推測された。また、幕府が提示した立坊順を持明院統に受け入れさせるのに、「後宇多院御契約」が決定的な役割を果たしたと評価し、文保二年の後醍醐踐祚・邦良立太子・第二次後宇多院政の開始については「後宇多法皇の猛烈な攻勢に、持明院統がけおされる格好で政權の交代がなされた」とされている⁽⁵³⁾。

また森氏は、「東使が帰ったのちの、主として後宇多法皇の政治力に主導された兩統の交渉過程をも『文保御和談』に含めて考えなければならぬ」と述べ、後宇多の辣腕な政治力も評価した、新たな「文保の和談」像を提起されている⁽⁵⁴⁾。

幕府から要請されたものは、兩統ともに断絶してはならないという方針と、兩統の「御和与儀⁽⁵⁵⁾」による決着すなわち兩統の合意による解決が目指されたため、持明院統からの立坊も確約しなければならず、兩統迭立の原則は維持された。

後宇多にとって妥協できない唯一の点は邦良への継承であり、それをまず幕府が優先して提示した立坊順が邦良↓量仁となったのだろう⁽⁵⁶⁾。後宇多は邦良流を將軍家縁戚としたものの、鎌倉幕府は後宇多のみを庇護したわけではなかった。そのような制約のなかで、大覚寺統から皇位に就く皇統を邦良流に確定させたかったので

ある。

4 量仁(光厳)の立坊・踐祚について

さて、再び【史料一】の「応安三年十一月崇光上皇消息」の考証に戻るが、いま問題となる嘉暦元年の光厳立坊の通知の背景には邦良の急死という情勢転換があった。邦良が同年三月に急死すると、そののち恒明・邦省(邦良同母弟)・尊良(後醍醐一宮)・量仁の間で東宮ポストをめぐる争いが発生することとなる。³⁷⁾ 量仁立坊を実現したい持明院統からは日野俊光が三月に関東へ下向し、俊光は五月に同地で客死⁵⁸⁾したが、量仁立坊は七月二十四日に実現した。

【史料一】の「六月廿一日光厳院立坊事同状」はこのときに幕府から送られてきたものと考えてよい。「本無年号」と記されるが、嘉暦元年のものとしてよいということは先述したとおりである。六月二十一日という日付も、持明院統と幕府との交渉と量仁立坊の間にある日付であり妥当なものである。崇光にとってこの立坊は、皇位が兄の後伏見流に戻った事例ではあるが、嘉暦元年の大覚寺統庶流との争いのなかで、幕府が文保の和談で定められた立太子順に基づき、持明院統嫡流を庇護した事例でもあった。

さてつぎに、「元弘元六九回踐祚事同奏状(康仁親王立坊)」、後伏見御治天事同有之、³⁸⁾が幕府から持明院統へ送られるにいたるまでの両統の動向を検討する。

菊地氏によれば、このとき後宇多上皇は、後宇多と宗尊女の掬子との間に生まれた崇明門院禊子と邦良流との間に擬制的親子関係を構築する皇位継承戦略を進行していたとされる。禊子は永嘉門院のもとで養われ、嘉

暦元年ころ、永嘉門院は禊子を邦良の妃として⁽⁵⁹⁾いるが、菊地氏は禊子が邦良の妃となった婚姻について、これを、後宇多の生前から計画されていたものであったと推測しておられる。また菊地氏は、このち禊子が幕府から、後宇多・邦良・永嘉門院らが死没したのちの邦良流すなわち大覚寺統嫡流の家長として扱われたと考えられておられ、禊子は邦良流嫡男の康仁を庇護し、その立場を実現したとされる。後宇多の構想が、その没後も、崇明門院禊子を実行役として継続され、それが実現したことは、その構想が幕府からも一貫して支持されていたためであろうと述べておられる。

嫡流の邦良流を鎌倉將軍家の縁戚によって庇護させ、同流を幕府に支持させるという後宇多の皇位継承戦略は、後宇多没後も着々と進行していった。しかし、この戦略は大覚寺統庶流であり後宇多から「一代主」として定められた後醍醐天皇にとって重石となっていた。それは、自己の血統による皇位継承を目指した後醍醐の立ち位置が、大覚寺統の庶子から始まったからである。後醍醐が自流での皇位継承を達成するにはまず、大覚寺統嫡流の邦良流を打倒しなければならない。そして、邦良流を打倒するためには、その縁戚である將軍家をも倒さなければならない。さらには、將軍を首長とし、かつ持明院統・大覚寺統の分立を維持していた鎌倉幕府を破壊しなければならなかった。

周知のとおり後醍醐の挙兵に向けた動きは元徳三（元弘元）年四月に吉田定房によって幕府へ密告された。それから実際に挙兵するのは同年八月であるが、それまでのあいだに位置する出来事が、【史料一】の記述である。それによれば、後醍醐挙兵の二か月前に「元弘元六九回踐祚事同奏状（康仁親王立坊）、後伏見御治天事同有之、」と、六月九日に量仁踐祚・康仁立太子・治天は後伏見とする幕府からの通知が届いていることがわかる。四月の吉田定房の密告により、六月には幕府は皇位へ介入し、後醍醐讓位の方針に踏み切ったのだら

う。後醍醐が元弘元年八月に挙兵しなければならなかった直接の原因とは、後醍醐讓位を告げるとともに、大覚寺統の継承者は後醍醐流ではなく、邦良流の康仁であるという幕府の態度を明示することとなった、この六月の通知であったと考えられる。元弘の変とは、邦良流に対する後醍醐流の不利が、その原因となったと考えてよい。

後醍醐が挙兵したのちも、元弘元年六月の通知は実現され、両統迭立の体制は続いた。この体制が破綻したのは、後醍醐の倒幕挙兵が成功したためである。後醍醐は伯耆国船上山において、康仁の廃太子や崇明門院の院号停止などを宣言するが、菊地氏はこれを「後宇多・永嘉門院が構想し、崇明門院にその実行が託された大覚寺統の継承のあり方を含む、当時の公家政権の体制のすべてを否定する」⁽⁶⁰⁾ものと述べておられ、後宇多の構想は後醍醐にとって受け入れられないものであったとされている。

おわりに

両統迭立が慣習化したのは、正安三年であるが、両統迭立の状況となったそもそもの要因は、幕府が龜山―後宇多と続いた体制を、将来的に覆すことを文永九年八月に通知したためである。

『増鏡』がいう後深草の出家騒動は文永十二(建治元)年四月のことであるが、伏見立坊の方針はそれ以前に決定していたことであり、その実現に向けた政治日程も後宇多の大嘗会の直後から始まるものであるから、伏見立坊について『増鏡』の情報も妥当なものではない。

伏見立坊の方針が、後嵯峨死没と同年に既に朝廷に通知済みのものであったとすれば、伏見立坊およびその

践祚は、安達泰盛―龜山、平頼綱―持明院統の派閥対立のなか、後者の勝利によって生み出されたものと考えられることはできない。すなわち幕府内の政治変動は、持明院統による継承を容認したことの根本的な要因とはならないと考えられる。

蒙古軍への臨戦体制の確立との関係性についても、文永九年八月は、その体制の構築より以前の時期であり、また立坊それ自体は、後嵯峨死没と同年の決定である。蒙古襲来は後嵯峨の生前から懸案事項とはなっていたものの、実際にそれに対応する動きが開始される以前に決定されたものであるならば、伏見立坊と蒙古襲来との関係性は薄いように思われる。立坊が決定された時期を建治元年と捉え、同年の政情から立坊の要因を推測するということではできない。

さて、こののち幕府は後伏見を擁立して「長嫡」の持明院統を優遇していたが、後宇多上皇によって画策された將軍家縁戚関係の構築によって、大覚寺統も支持しなければならぬ立場に陥った。すると幕府は、正安三年に持明院統・大覚寺統の両流の継承を認め、皇位継承は一転して両統迭立となる。このように、正安三年に至るまでの幕府の方針は両統の働きかけによって場当たり的に変化していったといえよう。

幕府が皇位継承問題に対して明確な方針を欠いていたために、両統はともに幕府へ縋りつき、自統へ有利な裁定を引き出すとする姿勢を見せた。両統のうち持明院統の幕府依存の姿勢は森茂暁氏⁽⁶¹⁾によって既に指摘されていることではあるが、このことは大覚寺統についても同様であるといえよう。大覚寺統もまた持明院とは異なる戦略、すなわち將軍家縁戚との関係によって、幕府からの支持を獲得しようとした。このことは、従来言われているような大覚寺統のイメージ、すなわち、大覚寺統は後醍醐以前から、武家に対して自立的な気風を備えており、鎌倉幕府とは疎遠な仲であったというものと矛盾する⁽⁶²⁾。

また、父の龜山から正嫡としての地位を否定された後宇多が構想した、大覚寺統と鎌倉將軍家との縁戚関係は、大覚寺統の内部分裂において、邦良流を大覚寺統嫡流として幕府に庇護させることにも功を奏した。ただ、このような関係が優遇されると、大覚寺統内では、武家と結びつけなかった庶流は、強引な手段を取らざるをえなくなる。その最たるものが倒幕だった。後醍醐の挙兵というのは、両統の主流となった動きとは類似しないような、きわめて特異なものだったようにみえる。

元弘元年六月の康仁立坊通知が後醍醐挙兵の直接の要因であった可能性は既に述べた通りだが、その通知は両統迭立の維持ならびに大覚寺統の嫡流を康仁とし、後醍醐流を否定するものでもあった。分立する両統のうち、どちらか一方のみを継承者と決めることができないという、幕府の皇位継承方針の不安定は、朝廷内にその体制を實力で破壊しようとする勢力の出現を招き、後醍醐挙兵の要因、すなわち鎌倉幕府滅亡の要因となったのである。

註

- (1) 竜肅「後嵯峨院の素意と関東申次」(同著、本郷和人編『鎌倉時代』文藝春秋、二〇一四年所収、初刊一九五七年)
- (2) 近年、本郷和人氏は治天の権勢の前には関東申次も従わざるをえなかったと指摘され、関東申次の動向から皇位継承問題を説明することに異議を唱えておられる(本郷和人「西園寺氏再考」『日本歴史』六三・四、二〇〇一年)。
- (3) 網野善彦『蒙古襲来』(小学館、二〇〇一年、初刊一九七四年)、同『異形の王権』(平凡社ライブラリー、一九九三年、初刊一九八六年)
- (4) 網野『蒙古襲来』四一八頁。

- (5) 網野『異形の王権』二〇〇頁。
- (6) 森幸夫「平頼綱と公家政権」、『三浦古文化』五四号、一九九四年
- (7) 村井章介「北条時宗と蒙古襲来」、『日本放送出版協会』、二〇〇一年
- (8) 本郷和人「霜月騒動再考」、『史学雑誌』一一二・一二二、二〇〇三年
- (9) 細川重男「飯沼大夫判官と兩統迭立」、『平頼綱政権』の再検討、『白山史学』三八、二〇〇二年
- (10) 樋口健太郎「撰関家の中世」、『吉川弘文館』、二〇二一年
- (11) 市沢哲「鎌倉後期公家社会の構造と『治天の君』」、『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年所収、初出一九八八年
- (12) 森茂暁『鎌倉時代の朝幕関係』(思文閣出版、一九九一年)
- (13) 森茂暁「鎌倉後期の朝幕関係―皇位継承をめぐる―」、『増補改訂南北朝期公武関係史の研究』思文閣出版、二〇〇八年所収、初出一九八二年
- (14) 森茂暁「皇統の対立と幕府の対応―『恒明親王立坊事書案 徳治二年』をめぐる―」(前掲注12森茂暁著書所収、初出一九八七年)
- (15) 森茂暁『南朝全史』(講談社学術文庫、二〇二〇年、初刊二〇〇五年)、五十三頁
- (16) 菊地大樹「宗尊親王の王孫と大覚寺統の諸段階」、『歴史学研究』七四七、二〇〇一年
- (17) 『大日本史料第六篇之三十二』二四〇～二四二頁。本史料については、水野圭士氏の御教示を得た。
- (18) 家永遵嗣「室町幕府と『武家伝奏』・禁裏小番」、『近世の天皇・朝廷研究』五、二〇一三年、四十八～五十頁。
- (19) 文永九年に関東から奏状があったことを示す史料は、ほかでは確認できないが、弘安十年の伏見践祚の際は『実躬卿記』弘安十年十月十二日条、後醍醐践祚の際は『按察大納言公敏卿記』文保二年二月二十日条(内閣文庫所蔵、古〇三五―〇六二)、光厳践祚・康仁立坊は『花園天皇宸記』元弘元年十月二十日条に、天皇・皇太子の人事に関する関東からの奏状が到着したことが記されている。このように、皇位に変動がある場合には、その都度、関東が奏状を送ってきていたと思われる、また、持明院統においては、それらが物的証拠として保管されていたことがわかる。
- (20) 『神皇正統記』龜山天皇条

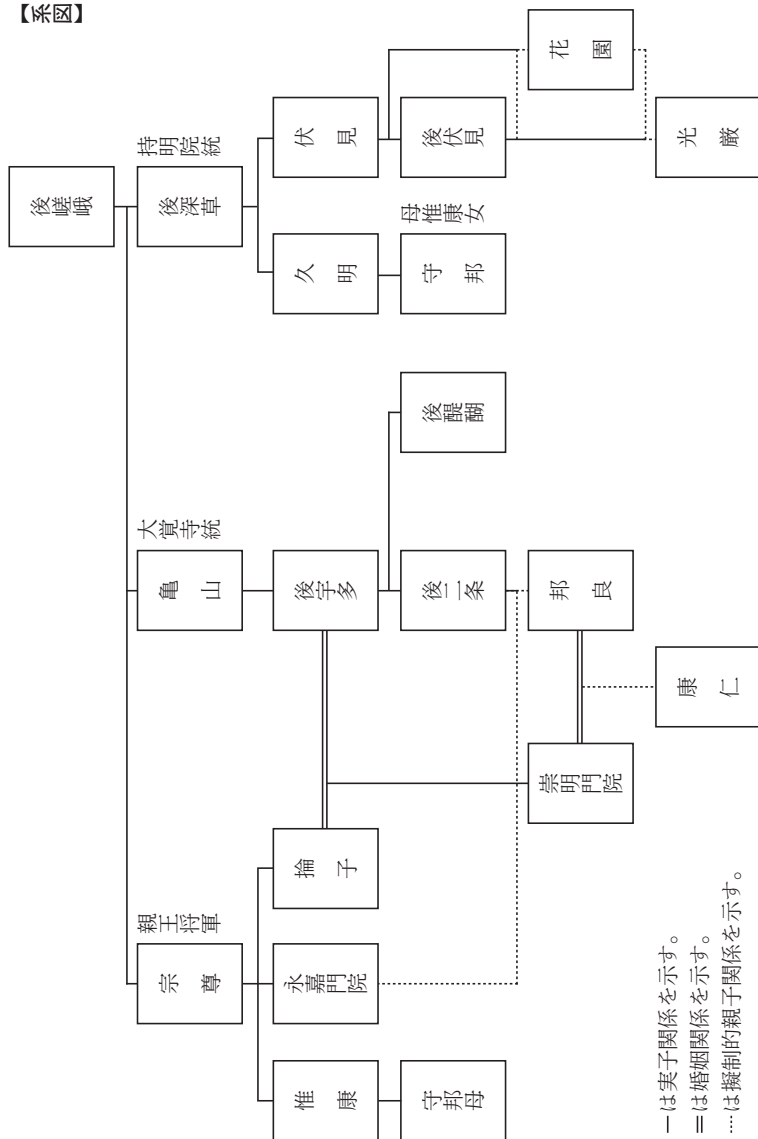
- (21) 『増鏡』第八「あすか河」
- (22) 『増鏡』第九「草枕」
- (23) 竜肅「後嵯峨院の素意と関東申次」(同著、本郷和人編『鎌倉時代』文藝春秋、二〇一四年所収、初出一九五七年)
- (24) 村井章介「蒙古襲来と鎮西探題の成立」(『史学雑誌』八七―四、一九七八年)
- (25) 森幸夫「平頼綱と公家政権」(『三浦古文化』五四号、一九九四年)。また、村井氏も持明院統から伏見が踐祚した要因を、平頼綱が龜山院政の自律化を危険視したためであろうと述べておられる(村井章介『北条時宗と蒙古襲来』日本放送出版協会、二〇〇一年、二三四頁)。
- (26) 本郷和人「霜月騒動再考」(『史学雑誌』一一二―十一、二〇〇三年)
- (27) 細川重男「飯沼大夫判官と兩統迭立―『平頼綱政権』の再検討」(『白山史学』三八、二〇〇二年)
- (28) 樋口健太郎「撰関家の中世」(吉川弘文館、二〇二二年)、一六六―一六九頁
- (29) 『勘仲記』文永十一年十二月三日条
- (30) 『勘仲記』建治元年十月二十一日条
- (31) 『師守記』貞和五年五月十五日条
- (32) 『増鏡』第九「草枕」
- (33) 『皇年代略記』(『群書類従』第三輯)、二六四頁
- (34) 『神皇正統記』龜山天皇条
- (35) 『吉統記』正応二年九月三日条
- (36) 菊地大樹「宗尊親王の王孫と大覚寺統の諸段階」(『歴史学研究』七四七、二〇〇一年)
- (37) 『増鏡』第十二「浦千鳥」
- (38) 『増鏡』第十四「春の別れ」
- (39) 前掲菊地論文、十一頁
- (40) 『鎌倉年代記裏書』永仁三年七月七日条
- (41) 同右、正安三年五月十二日条

- (42) 『鎌倉遺文』二七二—二〇八五七
- (43) 『吉統記』正安三年十二月二十四日条・二十五日条
- (44) 野口実・長村祥知・坂口太郎『京都の中世史③公武政権の競合と協調』(吉川弘文館、二〇二二年)
- (45) 森茂暁「皇統の対立と幕府の対応」(『鎌倉時代の朝暮関係』思文閣出版、一九九一年所収、初出一九八七年)
- (46) 翻刻は森茂暁同右論著、二二六—二三八頁による。なお、書陵部所蔵資料目録・画像公開システムの写真でも内容を確認した(宮内庁書陵部所蔵『伏見宮記録』七三〇)。
- (47) 在位三年への不満は、元亨元(一二三二)年に後伏見が量仁立坊を石清水八幡宮へ祈願した際にも述べられている(『鎌倉遺文』三六一—二七八七)。
- (48) 前掲菊地論文、十五、十六頁
- (49) 前掲菊地論文、六—七頁
- (50) 『東寺長者補任』(立命館アート・リサーチセンター藤井永観文庫所蔵、SIG-077-03) 四十頁、延慶元年九月四日条
- (51) 『花園天皇宸記』文保元年五月十八日条
- (52) 前掲注13
- (53) 森茂暁「文保の和談の経緯とその政治的背景—新史料の紹介をかねて—」(『日本歴史』七三九、二〇〇九年七、三一頁)
- (54) 前掲注13森茂暁論文、十七頁
- (55) 『花園天皇宸記』文保元年四月九日条
- (56) 幕府による邦良流の優遇については、このとき永嘉門院ら將軍家縁戚の強力な支持者の具体的人物の一人として、金澤貞頭が政権中枢にいたことが寛雅博氏・永井晋氏によって既に指摘されている(寛雅博「道蘊・浄仙・城入道」『三浦古文化』三八、一九八五年、十六、十七頁。永井晋『金沢貞頭』吉川弘文館、二〇〇三年、一〇三、一〇四、一一八頁)。

また寛氏は、文保の和談における大覚寺統優位の皇位継承順についても、貞頭が何らかの影響力を行使した可能性

- を指摘されている（寛雅博『日本の歴史 10 蒙古襲来と徳政令』講談社学術文庫、二〇〇九年、初刊二〇〇一年、三三八～三四一頁）。
- (57) 森茂暁「関東申次をめぐる朝幕関係」（前掲注12著書所収）、七六～七八頁。
- (58) 『尊卑分脉』第二篇、一三七頁
- (59) 『増鏡』第十四「春の別れ」
- (60) 前掲菊地論文、十六頁
- (61) 前掲注15
- (62) 同右

【系図】



- 一は実子関係を示す。
- ＝は婚姻関係を示す。
- ……は擬制的親子関係を示す。

Kamakura Bakufu and Ryoto Tetsuritsu

— About of the document of Grand Emperor Suko in November, Ou'an 3, contained in the diary of Emperor Go-Kogon

KOMATSU, Toshiya

This paper examines when Ryoto Tetsuritsu (the alternative succession of the Imperial line) began after the death of Grand Emperor Go-Saga, and what caused it. As a material for the examination, I used the document of Grand Emperor Suko in November, Ou'an 3, contained in the diary of Emperor Go-Kogon. Furthermore, I considered the relationship between Emperor Go-Daigo's raising of an army and the split of the Daikakuji Imperial line. This is because it is said to be closely related to the Imperial succession issue.

I confirmed the validity of this historical material through an examination of the situation in Ou'an 3. I also considered the meaning of each of the documents mentioned in it. The Jimyoin Imperial line traditionally insisted that the successor to the throne must be descended from the elder brother among members of the Imperial family, and it can be inferred that the Bakufu accepted this claim. However, after that, Kuniyoshi of the Daikakuji line became a relative of the shogun family of the Kamakura Bakufu through the strategy of the Grand Emperor Go-Uda. As a result, the Bakufu had to give preferential treatment not only to the elder brother Jimyoin line but also to the younger brother Daikakuji line among the two Imperial lines. In this way, the policy of Ryoto Tetsuritsu was established. However, Go-Daigo, who also belonged to the Daikakuji line, was at a disadvantage because he had no kinship with the shogun family. Go-Daigo and Kuniyoshi

were on bad terms, so the Daikakuji line split. Go-Daigo raised an army immediately after the Bakufu supported Kuniyoshi's son, Yasuhito.

Based on the above considerations, this paper clarified the causes for Ryoto Tetsuritsu and for Go-Daigo's raising of an army. The Bakufu's stance on the Imperial succession issue was nothing more than makeshift measures. In other words, the cause of the fall of the Kamakura Bakufu was Ryoto Tetsuritsu and the split of the Daikakuji line.

（令和四年度 博士前期課程修了）